



ご利用にあたって

- 「安全情報」は医療・福祉関係の方に向けて発信したものです。一般の方に向けた内容ではございませんのでご注意ください。
- 内容は、いずれも発行日時点のものです。常に最新の情報をご確認ください。



安全情報 N O . 2

2002.12.20 医療の安全モニタ-委員会

簡易血糖測定器使用にあたってのご注意

糖尿病の患者に下記の条件で自己血糖測定器を使用した場合に低血糖の判定が遅れるとの事例報告がありました。

低血糖判定が困難になる条件

2 糖類輸液（マドロス・アクチット・ポタコールなど）を点滴中の糖尿病患者
測定原理がG D H法の簡易血糖測定器を使用時（アドバンテージ、アキュチェック、ソ
フタック、フリースタイル）
(G O D法、H K法では2糖類を測定しません。)

具体例

- * 血中のブドウ糖濃度が低いほどマルトースは測定値に大きく影響する。
(高血糖時マルトースは尿中排泄される。)
- * 腎障害時にはマルトースの血中濃度が高くなる。(腎代謝 腎排泄)
- * 10%マドロスを健常成人に3時間かけて点滴したとき、血中濃度は約200mg/dl
(ブドウ糖濃度が“0”でも表示結果は約200！)

メーカー側も「使用上の注意」として「輸液の点滴処置中にガラクトース10mg/dl 及び
マルトース16mg/dl以下が確認できない場合には使用しないでください」という旨、（小さ
くですが）表示しています。簡易血糖測定器はそもそも在宅での使用を前提としていますが、一般病棟で使用している場合には、十分ご注意下さい。（メーカー側に対しては、共
同購入全国連絡会を通じて「使用上の注意」をもっとわかりやすく表示するよう意見を上
げております。また、事例報告を受けた事業所では、厚労省安全対策課へ報告し、メーカ
ーへ指導するとの回答を得ております。）

なお、糖尿病の患者にはむしろグルコースを使用すべきで、マルトースを使用している
事業所は検討が必要です。